

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号		
手続名	定款変更、業務停止等の監督命令			根拠条項	第112条		
処分基準	第112条の規定による定款変更、業務停止等の監督命令に係る処分の基準は、同条の規定のとおりとする。						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	目次No.	30